

令和4年度「情報公開制度・個人情報保護制度」の運用状況を公開します

白鷹町情報公開条例は、行政の説明責任を明らかにし、わかりやすい町政の実現を目的としています。

また、令和5年4月に施行された改正後の個人情報保護に関する法律（以下「改正法」という。）が町にも適用されることから、改正法の施行に関し必要な事項について定めた白鷹町個人情報保護法施行条例を新たに制定しました。これらの改正法及び条例は、行政が保有する個人情報に適正に取り扱い、個人の権利・利益を保護することを目的としています。

令和6年度白鷹町条件付き一般競争入札の導入について

白鷹町では、入札におけるより一層の透明性・競争性の向上を目的に、令和6年4月1日から「条件付一般競争入札」を導入いたします。

対象工事は、設計額2000万円（税抜き）以上の「土木一式工事」および「建築一式工事」

●対象期間 令和4年4月1日

～令和5年3月31日

●根拠条例 白鷹町情報公開条例第26条・白鷹町個人情報保護法施行条例第5条

【問い合わせ】

総務課総務係 ☎85-6120

●令和4年度の運用状況（件）

項目	町長部局	議会事務局	教育委員会	町立病院
情報公開請求	2	0	0	1
情報公開等決定	2	0	0	1
情報公開不服申立	0	0	0	0
個人情報開示等請求	0	0	0	0
個人情報開示等決定	0	0	0	0
個人情報保護不服申立	0	0	0	0

となりません。入札参加資格等の要件は、町ホームページの入札情報の入札公告に掲載いたします。詳しくは建設課管理係までお問合せください。

【問い合わせ】

建設課管理係

☎85-6139

水田活用の直接支払交付金 5年水張りルールの確認方法について

【問い合わせ】

農林課（白鷹町農業再生協議会）

☎85-6107

国の経営所得安定対策制度の「水田活用の直接支払交付金」は、令和4年度からの5年間で一度も水張りをしない場合、交付対象水田から除くというルールが施行されています。現段階で、令和8年度までに水稲作付けまたは1か月以上の水張り（たん水のみ）を実施しなければ、令和9年度以降は交付対象外として取り扱われます。

水稲作付による水張りをおこなった場合の確認は、転作確認時に実施しますが、1か月水張り（たん水のみ）を行う場合の確認方法は次のとおりです。

【水張り確認方法】

①耕作者より町農業再生協議会へ報告

・たん水の状況写真（1か月以上あけて2回）を撮影し、開始時と終了時に再生協議会へ提出する。写真はたん水開始時と終了時の日付が確認できるもの。農地の所在（図面・番地等）を併せて提出する。

②町農業再生協議会の確認

・たん水開始時の写真提出から1か月の間に現地確認

また、水張りのみをおこなった場合、連作障害による収量低下が発生していないことの確認も必要となります。令和9年度以降、過去5年間（R4～R8）において収量の推移や病害虫の発生状況、近隣のほ場における収量との比較等により、連作障害が発生していないか確認をすることとなりますので、各作物の収量が確認できる資料の保管、準備も必要となります。

項目 調査河川	水素イオン濃度 (pH)		生物学的酸素要求量 (BOD)mg/L		浮遊物質 (SS)mg/L		溶存酸素量 (DO)mg/L		大腸菌数 CFU/100mL	
	9月	11月	9月	11月	9月	11月	9月	11月	9月	11月
荒砥川	7.9	7.5	0.9	0.5未満	1	2	8.1	11.2	85	130
谷町川	7.9	6.8	1.2	0.5	6	7	8.1	10.5	230	95
八幡川	7.7	7.2	1.1	0.5未満	2	12	8.3	11.0	160	80
絹市川	7.4	7.3	1.0	0.5未満	3	3	7.4	10.5	85	93
大鮎貝川	7.3	7.2	1.0	0.8	10	4	7.1	10.5	85	41
思川	7.4	7.4	3.8	0.9	13	1	6.1	10.7	110	110
貝生川	8.4	7.8	0.9	0.5未満	1	1未満	8.6	11.6	34	51

令和5年9月・11月の2回、町内の河川7か所で水質調査を実施しました。調査結果は左表のとおりです。

白鷹町の河川水質調査の結果について

【問い合わせ】

町民課くらし環境係
☎85-6131

《参考値》

項目	水素イオン濃度 (pH)	生物学的酸素要求量 (BOD)mg/L	浮遊物質 (SS)mg/L	溶存酸素量 (DO)mg/L	大腸菌数 CFU/100mL
参考値	6.5～8.5	2.0以下	25以下	7.5以上	300以下

※各河川には環境基準が設定されていませんので、白鷹町付近における最上川中流域の環境基準（A類型）を参考値としています。

水素イオン濃度（pH）、浮遊物質（SS）、大腸菌数（CFU）はすべての河川で基準値以内の値でした。生物学的酸素要求量（BOD）、溶存酸素量（DO）について、9月はいくつかの河川で基準値を満たしていませんでしたが、11月には回復しており、川の自然浄化作用が良好に作用していると思われます。全ての河川について、大腸菌数（CFU）が基準値以下となっており、生活雑排水や農業廃水及びし尿による汚染の影響は少ないと思われます。良好な河川水質を維持するために、今後も経過観察していきます。

考察

狂犬病予防注射のお知らせ \ 犬の飼い主の皆さんへ /



狂犬病予防法により、飼い犬には毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。飼い主の責任として必ず予防注射を受けましょう。

●持ち物 注射代金3,500円と通知のはがき（当日必ず問診票に記載の上、提出してください。）

●注意事項

- ①犬を新しく飼われた場合や、飼い主が変わった、飼い主の住所が変わったときは、30日以内に町に登録をしなければなりません。登録手数料（新規登録は3,000円）をお持ちのうえ、町民課くらし環境係で手続きをしてください。登録していない犬は、今回の会場では予防注射を受けられません。
- ②注射時は犬が逃げないように、首輪をきちんと付けてください。また、必ず犬をしっかりと押さえることのできる飼い主が連れてきてください。
- ③ほかのワクチンなどの接種日が近くて心配な場合は、事前にかかりつけの獣医師にご相談ください。
- ④会場における飼い犬のフン等は必ず飼い主が処理して下さるようお願いいたします。

※狂犬病予防注射は1頭1針で実施しています。どの会場でも受けることができます。

●日程

4/11 (木)	東根地区コミュニティセンター前	10:00～10:30
	白鷹町役場東側駐車場	10:50～11:50
	山峡紅の里（十王コミセン）前	13:15～13:45
	白鷹の杜たかやま（鷹山コミセン）前	14:00～14:20
4/12 (金)	中山林業センター前	14:40～15:00
	蚕桑地区コミュニティセンター前	10:00～10:30
4/14 (日)	ハーモニープラザ（鮎貝コミセン）前	10:50～11:50
	白鷹町役場東側駐車場	10:00～11:30

ルールやマナーを守りましょう！

町内において登録をしていない犬（未登録犬）が見受けられます。狂犬病予防のため、犬を飼った場合には、必ず登録をしてください。犬の登録、犬や猫のフンの後始末も、重要な飼い主の責任です。

飼い主の皆さまのご協力をお願いいたします。

※犬の登録や狂犬病予防注射を怠った場合、狂犬病予防法により罰せられることがあります。



【問い合わせ】町民課くらし環境係 ☎85-6131